

一般廃棄物処理基本計画(平成29年2月策定)の進捗状況

(その1)

<進捗状況判定>

1. 施策の実施により、目標・課題を達成・解決した。
2. 施策は順調に進んでいる。
3. 施策は実施しているが、課題がある又は遅れがみられる。
4. 実施の必要はあるが、未実施である。

※●印は前回計画からの継続事業

個別計画	施策の内容	短期 (2年以内)	中期 (5年以内)	長期 (10年以内)	担当課	進捗状況 評価	解説(現状等)
I 広報・啓発計画	1. 循環型社会推進の基礎となる情報提供 2. 地域に根ざした広報・啓発活動の推進 3. 環境教育の推進						
ごみ減量・資源化の情報提供の充実	【施策方針】ごみに関する情報を積極的に発信し、市民、事業者による主体的なごみの減量及び資源化を促進する ・現在、「家庭ごみの出し方」に綴じこんだ形で全戸配布している「リサちゃんだより」をさらに積極的な情報発信媒体として活用する ・チラシ版の「リサちゃんだより」を発行し、町会、自治会の回覧を通じて、ごみの正しい排出方法やリサイクル情報、イベント情報等タイムリーな情報発信を行う		継続		資源循環課	2	リサちゃんだよりプラスを定期発行し、ごみの減量と資源化に関する周知・啓発に活用している。 【平成29年度実績】 7月号 21,000部「ごみ減量のための意見交換会にご参加下さい」 10月号 22,500部「雑がみの回収にご協力ください」 1月号 21,000部「ご存じですか？食品ロス」 【平成30年度実績】 特別号 230,000部「収集回数を見直します」*自治会全戸配布 7月号 21,000部「可燃ごみで出さないで！水銀使用製品」 1月号 21,000部「雑がみの分別と食品ロス削減」 特別号 240,000部「資源物とごみの分別ガイド」*自治会全戸配布 【令和元年度実績】 7月号 23,000部「水切り&事業者認定制度」 1月号 23,000部「粗大ごみの捨て方」 【令和2年度実績】 7月号 2,300部「捨て方に注意！水銀仕様製品」 10月号 2,300部「3R推進&食品ロス削減月間」 3月号 2,300部「分かりにくいごみの出し方」 特別号 350,000部「災害時のごみの出し方」*全戸配布
スマートフォン等を活用したごみ分別の普及啓発	【施策方針】スマートフォン用のごみ分別アプリケーションを導入し、市民のごみ分別に対する意識を高める ・ごみ分別の検索や雨天時における独自の通知機能などの機能をもったスマートフォン用アプリケーションを、市民向けに無料ダウンロードサービスを展開することで、ごみの出し方について周知徹底を図り、市民の分別に対する意識の向上を図る		継続		クリーン推進課	2	平成30年10月1日から、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の運用を開始している。このアプリでは、ごみ収集日の通知やごみに関する情報や環境イベント等の情報発信を行っている。 平成30年度は半年間で8,827件、令和元年度は10,598件、令和2年度は7,511件と累計ダウンロード数は26,936件となっている。
環境教育の推進	【施策方針】小学生等に興味を持ってもらえる様々な方法を用い、子ども向けの普及啓発を行う ①子どもホームページにて、3Rやごみ減量の必要性等、子ども向けの啓発を行う ②小中学校に生ごみの水切り器を配布し、水切りの必要性を伝える ③夏休みに小学生とその保護者向けにリサちゃん号を運行し、個人では参加しにくい施設見学を通じ、親子でのごみの減量等の啓発を行う ④雑がみのリサイクルについて周知を図るため、雑がみ収集用の紙袋を小中学生に配布する		継続		資源循環課	2	①子どもホームページにて、3Rやごみ減量の必要性等、子ども向けの啓発を行った。 ②水切り器の配布はしていないが、授業補助等で水切りの必要性を伝えた。 ③新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、毎年度開催とはいかなかったが、見学及び工作を実施することができた。 ④授業補助や施設見学时に雑がみ保管袋を配布した。
●ごみ減量啓発バスの運行	・清掃工場、リサイクルセンター等ごみ処理施設の見学を通して、今後も市民にごみの現状を認識していただき、ごみ減量・リサイクル意欲の高揚を図る		継続		クリーン推進課	2	ごみ減量啓発バスは、町会・自治会、有価物・資源ごみ回収団体、小中学校PTA等を対象に、廃棄物関連施設の見学を通じて、ごみ減量に対する意識の向上を図ることを目的に実施している。平成30年度は45団体、令和元年度は42団体、令和2年度は0団体（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため）となっている。
●ごみ出しカレンダー等の配布及び掲載内容の充実	・これまでと同様に定期的にパンフレットやごみ出しカレンダーを作成し、ごみの分別ルールや家庭でできる減量への取組みをよりわかりやすく伝えていくことを目指す ・品目によってごみの分別ルールの浸透に差があることから、分別ルールの徹底が図られていない品目について重点的に周知する		継続		クリーン推進課	2	「家庭ごみの出し方・リサちゃんだより」を発行・配布し、ごみの出し方のルールや啓発情報等を掲載している。 毎年度、作成の際は市民からのお問い合わせの多い情報（粗大ごみの出し方・雑がみの分別・空カンの出し方等）を掲載するよう努めている。

一般廃棄物処理基本計画(平成29年2月策定)の進捗状況

(その2)

個別計画	施策の内容	短期 (2年以内)	中期 (5年以内)	長期 (10年以内)	担当課	進捗状況 評価	解説(現状等)
●市ホームページをはじめとした多様な情報媒体の充実	<ul style="list-style-type: none"> 従来の紙による情報だけでなく、駅前や市役所1階の電光掲示板を使ってごみの減量等について情報発信する ホームページをはじめとした市民のニーズに対応した多様な情報媒体の充実を図る 	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ 継続	■ ■ ■ ■ ■	クリーン推進課	2	船橋駅南口に設置している電光表示器や市役所本庁舎のエレベーターホールモニターに加え、平成30年度からごみ分別アプリ「さんあ〜る」、令和2年度から「ふなばし情報メール」でも市民ニーズに応じた情報発信を行っている。
●市民・地域との協働を目指した「廃棄物減量等推進員」の活用	<ul style="list-style-type: none"> 市より約620名に委嘱している「廃棄物減量等推進員(530推進員)」(任期2年)により、下記活動を実施する ① ごみの減量、資源分別回収の推進運動 ② ごみの適正な排出指導と集積所の清潔保持の活動 ③ 不法投棄防止等地域環境美化に関する活動 ④ 市の清掃関係PR活動との連携 ⑤ その他地域環境保全活動 各種講習会の開催や表彰制度、530推進員に公募委員を一部導入する等について検討する 市民に対して530推進員の存在・役割を広く周知する その活動をサポートしていく体制を充実する 	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ 継続	■ ■ ■ ■ ■	クリーン推進課	3	<p>令和3年5月1日現在で610名を廃棄物減量等推進員に委嘱している。</p> <p>クリーン推進課の環境指導員が廃棄物減量等推進員と連携し、各地域の生活環境の保全やごみの減量化の推進を図っている。</p> <p>また、廃棄物減量等推進員の活動意識を高め、積極的に地域活動に参加していただけるよう地区別推進員研修会を実施している。平成30年度は8回、令和元年度は8回、令和2年度は0団体(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため)となっている。</p> <p>今後、より一層活動意識を高めていただくため、市ホームページ等でその活動状況を紹介するとともに、廃棄物減量等推進員を通じた情報発信の検討する。</p>
●環境指導員の活用	<ul style="list-style-type: none"> ごみ分別や排出指導、ごみ減量・リサイクルに関する啓発や不法投棄のパトロール等を専門的に担当する職員により、「動く回覧板」として市と町会・自治会や市民を繋ぎ、清掃思想の普及啓発を行う 地域の美化活動を支援する 	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ 継続	■ ■ ■ ■ ■	クリーン推進課	2	クリーン推進課職員を環境指導員に委嘱し、町会・自治会や廃棄物減量等推進員等と協働し、パトロールの実施や各種イベントでの啓発活動等を行い、まちの環境美化活動等に努めている。
●団体等を通じた広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への広報・啓発をより一層強化する 	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ 継続	■ ■ ■ ■ ■	クリーン推進課	3	<p>ごみのない住みよい街づくりのため、より多くの事業者や市民が清掃活動へ積極的に参加できるよう、企業や団体等から構成されるクリーン船橋市民会議や町会・自治会等の協力を得て、年に2回、市内一斉清掃事業を開催している。</p> <p>今後、まちの環境美化だけでなく、事業系ごみの減少を目的に事業系古紙の分別等を、クリーン船橋市民会議や食品衛生講習会等の場にてチラシを配布するなどして啓発していく。</p>
●ごみ処理見学会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 小学生を対象に市のごみ処理施設の見学会を開催し、ごみをリサイクルする工程の学習などを引き続き実施し、拡充する 	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■ 継続	■ ■ ■ ■ ■	資源循環課	3	<p>清掃工場の建替えを実施し、北部は平成29年度、南部は令和2年度に新たに稼働した。最新のごみ処理工程やリサイクルについての学習を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため見学会を中止や人数制限を行ったことにより見学会人数は減少した。</p> <p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染対策を引き続き実施し、令和2年度に中止していた体験型学習を工夫しながら開催し、見学会の充実を図る。</p> <p>平成30年度：北部(149団体 3,872名) 南部(36団体 824名) 西浦資源(12団体 211名)</p> <p>令和元年度：北部(145団体 3,734名) 南部(29団体 858名) 西浦資源(13団体 399名)</p> <p>令和2年度：北部(61団体 1,942名) 南部(9団体 49名) 西浦資源(4団体 15名)</p>

一般廃棄物処理基本計画(平成29年2月策定)の進捗状況

(その3)

個別計画	施策の内容	短期 (2年以内)	中期 (5年以内)	長期 (10年以内)	担当課	進捗状況 評価	解説(現状等)
II リデュース・リユース計画	1. 市民が取り組む2Rの促進 2. 事業者が取り組む2Rの促進						
ごみ減量のための食品ロス対策	【施策方針】家庭から出る食品ロスの削減対策を実施する ①市内飲食店と連携した食品ロスを削減するイベント等を検討する ②食品ロス削減に向けて、家庭系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合の調査を実施、公表する ③食品ロス削減のためのレシピを公開する	(新規)	継続		資源循環課	2	①ふなR事業者認定制度により、食品ロスに取り組む飲食店をホームページ等で紹介した。 ②毎年度実施している可燃ごみ組成調査の中で、平成29年度より手つかず食品を、令和元年度より食べ残しを調査項目に追加。調査結果については、ホームページやリサちゃんだよりプラス等で公表した。 ③消費者庁による食品ロス削減レシピへのリンクを、ホームページに掲載した。
フリーマーケットやリユースショップの情報提供	【施策方針】フリーマーケットやリユースショップの積極的活用など市民、事業者における自発的なリユースを促進する ・リユースショップの情報に加えて、学校からのバザーの開催情報やフリーマーケットの開催情報等を、ホームページや「リサちゃんだより」等に掲載する ・粗大ごみについて、受付センターのオペレーター用にマニュアルを作成し、リユースショップの利用を促進する ・再生センターについては、前計画の策定時の平成23年度と平成27年度を比較すると利用者は年間約6,300人、売上も3分の1に減少しているため、その役割を終えたと考え廃止の方向とする	(新規)	継続		資源循環課	2	ふなR事業者認定制度により、市内のリユースショップをホームページ等で紹介した。
減量・資源化取組事業者認定制度の確立	【施策方針】市内の事業者を対象とした認定制度を設立し、事業者によるごみの減量、資源化を促進します。 ・市内でレジ袋削減への取組みや簡易包装の推進等、3Rのための取組みを率先して実施している事業者との協定要件を定め、要件を満たす事業者を協定事業者として認定する。 ・認定事業者の取組みをホームページ、広報紙及び「リサちゃんだより」等の媒体を用いて周知、紹介する。 ・大規模事業者への減量計画書提出の依頼とあわせるなど、市内事業者に広く行き渡る手法を用いて、案内チラシを配布するものとする。	(新規)	継続		資源循環課	3	・ごみ減量及び資源化に関わる取組みを実践する事業者を「ごみの減量及び資源化連携事業者(ふなR連携事業者)」として認定する制度を設立。認定要件は、リデュース・リユースの推進、店頭回収、食品ロスの削減、模範的な3Rの実践とした。 ・認定事業者とその取組みを、ホームページやリサちゃんだよりプラス等で紹介した。 ・新規認定件数が減少していることから、事業者に対して更なる制度の周知を図り、新規認定件数を増加させる必要がある。また、市民が認定事業者を積極的に利用するよう、市民に対しても更なる周知を図る必要がある。
●家庭系廃棄物の分別排出の指導徹底	・分別ルールを広く周知する ・分別排出の指導を、地域と連携して進める		継続		クリーン推進課	2	生ごみの水切りや有価物としての雑がみ分別等、容易にできるごみ減量の有効手段を、ごみ出し説明会や各種イベント等を通じて、広く市民に周知するよう努めている。
●マイバック運動及び詰め替え商品の推奨	・レジ袋や紙袋などの包装廃棄物は、ごみの中に多く含まれており、市民に対しそのような現状を十分に説明する ・マイバックや詰め替え商品等の推奨する		継続		資源循環課	2	環境フェアにて小学生を対象にマイバック作り体験を実施したほか、リサちゃんだよりプラスで定期的にマイバックや詰め替え商品の推奨について啓発を行った。令和2年度に実施した市民アンケート結果では現在マイバックを利用している方が86.7%あり、平成28年度アンケートに比べ11.5ポイント上昇し取り組みの浸透が見られた。令和2年度においては、7月から実施された「レジ袋有料化」に関する情報提供を、船橋商工会議所会報誌や広報ふなばしにて掲載した。
●事業系廃棄物の分別方法の指導強化	・排出事業者に対して本市が指定する分別区分のとおり排出するよう指導する ・産業廃棄物が混入しないよう指導を強化する(例：一般廃棄物処理管理票の導入や事業系ごみの指定袋のあり方について検討する)		継続		クリーン推進課 資源循環課	2	例年、大規模事業所に対する立入調査や小規模事業所に対する勧奨文書送付・現地調査及び指導、食品衛生講習会での排出指導等を行っているほか、令和元年度は市内コンビニエンスストアへの分別指導を行い、事業系廃棄物の排出指導に努めている。 ・事業系ごみの搬入車両に対し、ピット前検査を実施することで産業廃棄物が混入しないよう指導した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ピット前検査を実施できなかった。 平成30年度：北部(4回 68台) 南部(4回 34台) 令和元年度：北部(4回 34台) 南部(3回 30台) 令和2年度：北部・南部ともに未実施

一般廃棄物処理基本計画(平成29年2月策定)の進捗状況

(その4)

個別計画	施策の内容	短期 (2年以内)	中期 (5年以内)	長期 (10年以内)	担当課	進捗状況 評価	解説(現状等)
Ⅲ 資源化計画	1. 分別収集の徹底 2. 資源化物の回収促進						
小型家電回収の促進	<p>【施策方針】小型家電の回収量を拡大する</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済み小型家電の回収量の拡大および経済性向上のため、これまで回収を実施してきたゲーム機、電話機、音楽プレーヤー、充電器やコード類に加えて、ノートパソコン、携帯電話及びスマートフォンを追加する 投入口に手前に開くふたを取付ける等の対策を実施する 周知チラシを作り、自治会等で回覧するほか、回収量増加の効果が確認できた際には、拠点数の拡大なども視野に入れた更なる拡充を検討する 	(拡充)	継続		資源循環課	1	平成30年10月には回収施設を4か所増やし、市内20か所で回収できるようになった。また、リサちゃんだよりやリサちゃんだよりプラス、資源物とごみの分別ガイドなどで回収品目や回収場所を周知した。 回収量 平成29年度：57.29 t → 令和2年度：106.47 t
店頭回収の促進	<p>【施策方針】資源物の店頭回収を推進し、資源化を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源物の回収について、ごみ収集ステーションでの集団回収の以外の選択肢を増やし、広報及び啓発することで、資源物が適切に分別され、回収される体制を推進する ①市内の小売店などの事業者と協力し、雑誌・雑がみなど資源物の店頭回収実施店舗を市のホームページで紹介する ②地域に有価物回収ボックスを設置し、有価物回収を常時行う体制を検討する 	(拡充)	継続		資源循環課	5	①ふなR認定事業において、雑誌や雑がみの店頭回収を行っている事業者をホームページで紹介した。 ②地域に有価物回収ボックスを常設することは管理の問題もあるため困難であるため、見直しが必要である。
事業系古紙の分別の促進	<p>【施策方針】オフィスなどから多く発生する事業系古紙の資源化を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業系古紙について、資源化できる分類を周知啓発することで、紙類の資源化を促進し、可燃ごみの減量を図る 事業系古紙の資源化を促進するため、古紙の分別についてパンフレット等を使って、事業所への立入り指導も含めた啓発を行う 市民及び事業者の模範となるべく、市職員への啓発も実施し、古紙の資源化及び発生抑制に努める 	(拡充)	継続		資源循環課	3	<ul style="list-style-type: none"> 事業者向けに古紙回収についてのチラシを作成。ホームページに掲載する他、事業系ごみ適正排出に関する文書の送付に併せて送付することで周知啓発を実施した。 市職員に対し、研修会の開催や庁内放送、PC上に掲示する等で、雑がみの分別について啓発を実施した。
家庭系剪定枝の資源化の推進	<p>【施策方針】焼却灰の資源化に依存しないリサイクル率の向上のため、家庭系樹木の資源化を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭系可燃ごみ中の樹木(木質系バイオマス)の分別収集を行うことで可燃ごみの減量及び資源化を促進する 収集した剪定枝や落ち葉等については、市内の処分業許可業者等を通じて、発電用の燃料チップ化、畜産農家の敷料として利用するなど、資源化を促進する 	(新規)	継続		資源循環課	5	家庭系剪定枝を資源化している千葉市へ聞き取り調査へ訪問したほか、香取市、野田市へ電話で調査を行った。 回収した剪定枝はチップ化して発電用の燃料にする、堆肥化するなどの方法があるが、いずれの方法も市で直接実施する手段がなく、市内では民間事業者が数社チップ化を行っているが処理可能量から勘案すると安定的に処理できるといえない。 チップ化し発電用の燃料にする場合は結果的には焼却するため、清掃工場で可燃ごみとして処理することと変わらず、堆肥化の場合、堆肥の受け皿を確保する必要があるといった課題もあり、当該施策については見直しが必要であると考え。
有価物回収の促進	<p>【施策方針】自治会等の団体の協力による有価物の適切な分別と回収を推進し、さらにごみの減量、資源化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 有価物を可燃ごみから適切に分別し、有価物として回収が進むよう、自治会、PTA等を通じて周知を図るなどの協力体制を推進し、可燃ごみの減量及び有価物の資源化を図る 	(拡充)	継続		クリーン推進課 資源循環課	2	自治会等の有価物回収団体、その他関係団体と連携し、より効率的な有価物回収体制の強化に努めている。平成29年度は117.5 tだったものが令和2年度は940.03 tと約8倍の回収量になった。 また、雑がみの適正な分別方法や出し方について、ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を通じ、市民に周知啓発を図っている。 今後も有価物回収について周知啓発を続けていく。
●食品リサイクル法の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 食品残渣を排出する食品関連事業者に対し、事業系ごみ調査時において、積極的に情報提供や啓発を行う 保健所や食品関連団体と連携した広報活動する 		継続		資源循環課	3	食品リサイクル促進啓発チラシを作成し、ホームページで公開するなど啓発に努めた。 ・店頭回収を行う事業者を19件訪問した際に、食品残渣の処分方法について聞き取りを行った。(ふなR認定制度) ・一般廃棄物処理基本計画改定に合わせ、市内約20事業者に食品リサイクル法についてアンケート調査を実施した。
●プラスチック製容器包装の分別の検討	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルを重視した方針の検討や費用対効果の面からも最適な融合点を見つける 		継続		資源循環課	2	平成29年度より稼働した北部清掃工場及び令和2年度より稼働した南部清掃工場では、容器包装プラスチックを焼却し、発生する熱により発電を行うサーマルリサイクルを行っているが、国の動向や他市事例調査も踏まえて、次期基本計画改定においても継続して、検討を行う。

一般廃棄物処理基本計画(平成29年2月策定)の進捗状況

(その5)

個別計画	施策の内容	短期 (2年以内)	中期 (5年以内)	長期 (10年以内)	担当課	進捗状況 評価	解説(現状等)
IV 収集・運搬計画	1. 高齢化社会を踏まえた市民サービスの向上 2. 安定的かつ経済的な収集・運搬体制の構築 3. 事業系ごみの適正排出体制の確立						
家庭系可燃ごみの収集回数の見直し	【施策方針】ごみ減量に対する市民意見交換会等を通じて理解を得たうえで、家庭系可燃ごみの収集回数を見直しを検討する	(新規)	→	→ 継続 →	資源循環課	1	平成30年10月1日より家庭系可燃ごみの収集回数を週3回から2回に見直した。
高齢者・障害者へのふれあい収集事業の実施	【施策方針】ごみ収集ステーションへのごみ出しが困難な人に対する支援のため「ふれあい収集」の実施を検討する	(新規)	→	→ 継続 →	資源循環課	1	平成26年度より実証実験を行っていた当該施策は、庁内各所属と協議の上、要件等の整理を行い、平成30年10月より本格実施となった。周知については、広報ふなばし、リサちゃんだよりプラス、市HPなどの媒体利用やケアマネージャー等の団体に対する説明を実施している。 (利用実績) ・平成30年3月末時点 163件 ・令和元年3月末時点 214件 ・令和2年3月末時点 253件
家庭系可燃ごみ収集運搬委託の見直し	【施策方針】災害時を含めたごみ処理対応をふまえ、家庭系可燃ごみ収集の民間委託の推進を検討する	(新規)	→	→ 継続 →	資源循環課	2	・「家庭系可燃ごみ収集運搬のあり方検討会」における検討結果を踏まえ、方針について関係部署と協議を行っている。 ・本事業は環境部内の職員体制に限らず、庁内の職員体制にも影響を及ぼすため、総務部や企画財政部と継続協議を要する。
家庭系ごみ有料化の検討	【施策方針】他施策の効果を踏まえつつ、家庭系ごみの有料化の実施について、引き続き検討する	(新規)	→	→	資源循環課	2	家庭系可燃ごみの有料化を実施している千葉市、八千代市へ訪問し聞き取り調査を実施した。有料化はごみの減量手法の1つであるため、ごみの減量が進まない場合導入する必要があると考えるが、平成28年度118,814.32tだったが令和2年度117,416.89tと約1,400tの減量となったため、検討の継続で対応可能と考える。
事業系ごみ収集運搬業者の育成	【施策方針】事業系ごみの適正処理や資源化を推進するため、事業系ごみ収集運搬業者の育成を図る	(新規)	→	→ 継続 →	廃棄物指導課	3	収集運搬業者に対する研修会の実施、各種団体が主催する廃棄物処理等に関する講習会の案内、優良事業者等の表彰への推薦等により事業者の健全育成を図っている。 また、廃棄物の定義・区分、処理委託契約、その他、廃棄物処理法や処理方法等の相談について、随時対応している。 分別収集の徹底や交通法規の遵守等に係る作業従事者教育について、更なる啓発を図っていく。
●ごみ収集ステーション看板の見直し・ごみ収集ステーションの管理責任の周知	・明確化されているステーション責任者は、後出しごみや事業系一般廃棄物が混合されたごみの排出などのマナー違反者防止及び資源ごみや有価物の抜き取り防止を図ることの周知に努める	□ □ □ □	→ 継続 →	□ □ □ □	クリーン推進課	2	・ごみ収集ステーションの看板については、英語表記に加え、家庭ごみの分別や出し方が記載されたホームページにつながるQRコードを記載している。また、外国人住民でごみのルールを守らないケースでは、外国語版家庭ごみの出し方簡易パンフレット(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ベトナム語・ネパール語)等にて啓発指導を行っている。 ・ごみ収集ステーションでの抜き取り行為を防止するためのパトロールや看板等の設置を行っているほか、市民や事業者からの通報を受け付け、連携を取っている。 ・ホームページにごみ収集ステーションにおけるクラス対策や強風時の対応を掲載しているほか、必要に応じてごみ収集ステーションの管理者等に維持管理責任があることを指導・啓発している。
●収集サービスの向上	・高齢者への収集サービスなど、社会状況に応じた多様な収集サービスのあり方・可能性について検討する ・収集運搬の民間委託をしていく中で、適切な収集業務を実施するよう、指導を強化する	□ □ □ □	→ 継続 →	□ □ □ □	クリーン推進課	3	収集運搬業者に適切な収集業務を実施するよう指導しており、収集漏れや収集車の運転方法に対する苦情が時々あるが、概ね順調に進んでいる。
●クリーンサポート事業	・粗大ごみの排出が困難な高齢者世帯等があるため、市が代わりに粗大ごみを排出場所まで運搬する	□ □ □ □	→ 継続 →	□ □ □ □	クリーン推進課	2	平成30年度は2,272件、令和元年度は2,410件、令和2年度は2,272件となっている。
●粗大ごみ戸別収集	・市民から粗大ごみの回収依頼を電話等で受け付け、戸別に収集する	□ □ □ □	→ 継続 →	□ □ □ □	クリーン推進課	2	申込み件数が増加している。 令和元年度 125,441件 令和2年度 149,878件

一般廃棄物処理基本計画(平成29年2月策定)の進捗状況

(その6)

個別計画	施策の内容	短期 (2年以内)	中期 (5年以内)	長期 (10年以内)	担当課	進捗状況 評価	解説(現状等)
V 処理・処分計画	1. 施設の適切な運営、維持管理 2. 焼却残渣の最終処分量の削減						
新施設の適正な運営と維持管理の継続	【施策方針】北部清掃工場、南部清掃工場、西浦資源リサイクル施設の適正な運営と維持管理を継続して行う ・本市では、平成25年度から西浦資源リサイクル施設が稼働し、平成29年度に北部清掃工場、平成32年度に南部清掃工場がそれぞれ竣工、稼働し、これらの施設はDBO(Design, Build, Operate: 公設民営方式)事業によって運営維持管理する ・ごみの焼却処理過程による発電は、地球温暖化対策においても重要な位置づけとして施設内での使用後、余った電力については売電をする		継続		資源循環課	2	各ごみ処理施設の適正な運営と維持管理を行ったことで、ごみ処理が滞ることなく順調に処理することができた。ごみの焼却処理過程の発電により、売電を行った。令和4年度からは売電だけでなく、市内公共施設への自己託送の導入(環境政策課)も検討している。 平成30年度: 北部(46,117,440kWh) 南部(5,215,245kWh) 令和元年度: 北部(46,399,080kWh) 南部(4,493,463kWh) 令和2年度: 北部(45,106,656 kWh) 南部(46,892,664kWh)
焼却灰の安定した最終処分、資源化先の確保	【施策方針】北部清掃工場、南部清掃工場から発生する、焼却残渣の安定した最終処分、資源化先を継続的に確保する ・本市では、最終処分場を保有していないため、焼却残渣の最終処分は県外の施設に処理を依存していることから、今後も安定した最終処分先の確保に努める		継続		資源循環課	2	・焼却灰の最終処分先を1か所増やした。 平成28年度2か所→令和2年度3か所 (※平成30年度/新井総合/焼却灰) ・近隣で処理が可能な適切な施設がない。 ・相手方自治体との協議や処分先への現地確認を行い、今後も継続して安定的に最終処分や資源化を行う。
焼却残渣等の資源化拡大	【施策方針】北部清掃工場、南部清掃工場から発生する焼却残渣の安定した資源化を拡大する ・焼却残渣について、できる限りセメント原料化などの資源化が実施できるよう適切な排出先の安定確保に努め、リサイクル率の拡大を目指す		継続		資源循環課	2	・焼却残渣等の適切な資源化・有効利用先を1か所増やした。 (※令和2年度/八戸セメント/破碎不燃物) ・近隣で処理が可能な適切な施設がない。 ・相手方自治体との協議や処分先への現地確認を行い、今後も継続して安定的に資源化を行う。
●有害物質の発生抑制	・焼却施設等から発生するダイオキシン類や重金属等については、燃焼管理の徹底や施設改善に努める ・さらなる発生抑制を図る				資源循環課	2	燃焼管理を徹底することで安定した焼却を継続し、排出ガスにおけるダイオキシン類の排出基準を順守した。また、重金属等の排出抑制を図ることもできた。
VI その他 安心・安全・安定した処理計画	1. 災害廃棄物の処理体制構築 2. 強靱なごみ処理システムの構築 3. 有害物質の適正処理						
災害廃棄物仮置場の確保と広域支援体制の確立	・大規模地震等が発生した場合、建物等の被害からがれき類や、避難所からのごみなど、一時的に大量のごみの発生が予想され、倒壊した家屋やがれき、倒木等が道路や敷地に放置されると、救援や復旧の妨げになるため、一刻も早く除去する必要があることから、災害廃棄物処理計画において、がれき等の災害廃棄物を仮置きするための場所の確保を行う。 ・県や近隣自治体、民間事業者及び関係機関と連携し、災害時の協力体制、役割分担、災害廃棄物に対応できる施設などを検討し、対応策の充実を図る ・近隣自治体との災害廃棄物処理に関する相互支援体制事業に基づき、県内他市町村との相互支援に備る ・本市の地域防災計画を踏まえ、災害時のごみ処理に関する指揮系統、市民への広報系統等を整備する				資源循環課	2	平成31年4月より大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会に加入し、各種研修や協議会に参加しているほか、令和元年度台風15号19号被害では県内および茨城県大子町へ被災地支援として職員を派遣したほか、南房総市、長生郡市広域のごみを受け入れ市施設で処理を行った。また令和2年度には災害時のごみ出しガイドを全戸配布し市民向けにごみの出し方を周知した。災害時のごみの仮置場については、今後も継続して適地を検討していく必要がある。
災害廃棄物処理計画の策定	・災害廃棄物の処理は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から市町村が処理責任を有しており、災害対応拠点としての観点から、仮置場の確保、広域支援体制、災害時のごみ処理施設などについて、非常災害の発生に備えておく必要があるため「災害廃棄物対策指針」、「千葉県災害廃棄物処理計画」等を踏まえて災害廃棄物処理計画を策定する				資源循環課	1	令和2年3月に船橋市災害廃棄物処理計画を策定した。
強靱なごみ処理システムの推進	・平成29年度より稼働する北部清掃工場及び現在整備を進めている南部清掃工場は耐震性、火災対策等に配慮した施設づくりを行っており、焼却施設の運転に必要な薬剤などの確保、再稼働時に必要な非常用発電機等の設置、施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策等が充実しているが、廃棄物処理施設が被災した場合に備え、緊急対応マニュアルをあらかじめ作成し、当該施設のプラントメーカー等との協力体制を確立する				資源循環課	2	耐震性、火災対策等に配慮した清掃工場として、北部は平成29年度、南部は令和2年度から新工場が稼働しており、必要な薬剤などの確保、再稼働時に必要な非常用発電機を設置している。廃棄物処理施設が被災した場合に備え、緊急対応マニュアルを作成しており、緊急時の連絡体制や対応を構築している。また、災害発生時の協力について、施設運営事業者と運営維持管理業務契約書の中でも記載している。
生活排水編 脱水汚泥の堆肥の資源化を積極的に推進する	【西浦処理場の前処理施設化】 ・船橋市バイオマスエネルギー利活用施設整備基本調査に基づき、下水汚泥と併せて、し尿・浄化槽汚泥や給食残渣等の生ごみといった地域バイオマスをバイオマスエネルギーとして利活用していくことを検討する ・環境省のごみ処理基本計画策定指針を踏まえ、バイオマスエネルギー利活用施設の整備と併せて、西浦処理場をバイオマスエネルギー利活用施設(西浦下水処理場)で処理を行うためにごみを取除いた後、機械で濃縮し水分調整を行う前処理施設として活用する		(新規)		資源循環課	4	西浦処理場をバイオマスエネルギー利活用施設(西浦下水処理場)で処理を行う前処理施設として整備を行うためには、西浦処理場へ搬入されるし尿浄化槽汚泥量が減少し、受入基準量まで減少することが条件となっているが、予定よりし尿浄化槽汚泥量が減少していないため、事業は未実施である。給食残渣の利活用については、費用対効果を含め受入方法の再検討を行っている。実施となる場合は、し尿浄化槽汚泥量の更なる減少が条件となっている。